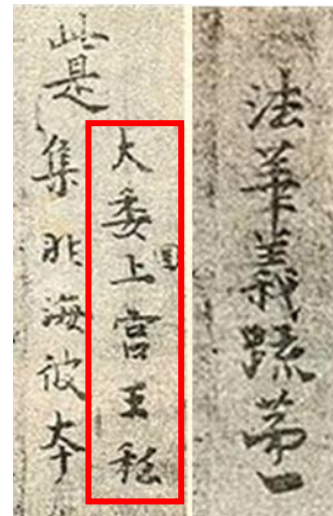


歴史学から考える「聖徳太子」 聖徳太子は実在した

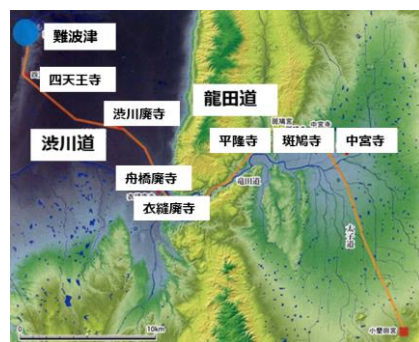


唐本御影（元法隆寺蔵）

- 1、「聖徳太子の1400年の常識」は誤りだった。
- 2、聖徳太子と上宮法皇は『隋書』の倭（たみ）王多利思北孤。
- 3、隋の高祖・文帝の仏教治国策と太子の東方統治。



阿蘇山有り。其の石、故無くして火起り天に接する者、俗以て異と為し、因って禱祭を行う



法興31年（621）明年（622）癸未年（623）

法興元出一年歲次辛巳十二月鬼
前太后崩明年正月廿二日上宮法
皇枕病弗愈干食王后仍以勞疾並
著於床時王后王子等及與諸臣深
懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋
像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安
住世間若是定業以背世者往登淨
土早昇妙果二月廿一日癸酉王后
即世翌日法皇登遐癸未年三月中
如願敬造釋迦尊像并使侍及莊嚴
具竟乘斯微福信道知識現在安隱
出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共
彼岸普遍六道法界含識得脫苦緣
同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造



仏教治国策をとった隋の初代皇帝「文帝」



登封市：隋代舍利塔

「聖徳太子1400回忌」と1400年間の「聖徳太子の常識」

2021年は「聖徳太子薨去1400年遠忌（1400回忌）」にあたるとされ、様々な催しが実施された

「〇〇回忌」とは亡くなった年を含めて計算（数えて計算）。ところが、『書紀』では厩戸皇子の崩御は621年2月5日とされており、621年薨去なら1400回忌は2020年のはず？そこに「聖徳太子1400年の常識」と「聖徳太子の実像」の断絶が現れている。

聖徳太子1400年の常識とは

聖徳太子＝厩戸皇子＝上宮法皇＝日出る処の天子

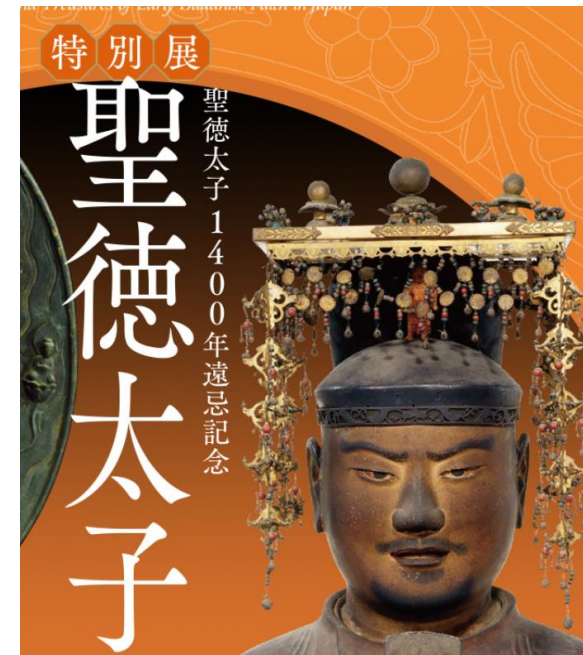
- 1、「聖徳太子」とはヤマトの天皇家の厩戸の皇子である
- 2、「聖徳太子」とは法隆寺釈迦三尊像光背銘にある「上宮法皇」である
- 3、「聖徳太子」とは隋の煬帝に使者を送った「日出る処の天子」である

事
績

推古天皇の摂政として我が国の全ての政務を掌った、隋と対等外交を進めた、17条憲法を作った、冠位12階を定めた、丁未の乱で物部守屋を滅ぼした、法隆寺・四天王寺など大寺院を建立した、法華義疏を著した、勝鬘經・法華經を講話した・・。

説
話

母皇后、夢の告げで懐妊し厩戸に当り忽に産む、生れながら能く言（ものい）う。聖智（ひじりのさと）有り、一に十人の訴を聞き、失（あやま）らず能く辨（わきま）える、未然（ゆくさきのこと）を知る（予知能力）、内教（ほとけのみのり＝仏教）、外典を学び悉く達（さと）る。



多くの矛盾を含む「聖徳太子1400年の常識」

「聖徳太子の常識の矛盾」が「太子はいなかった」という説を生む

「矛盾」⇒「ヤマトの厩戸の皇子」と「上宮法皇」・「日出る処の天子」・「聖徳太子」の「歴史資料」は一致しない。

「聖徳太子の常識」は金石文・資料文書と合わない

『書紀』で厩戸皇子の薨去は推古29年（621）2月5日なのに 1400年遠忌は太子の薨去を622年としている

「何故なら」法隆寺『釈迦三尊像光背銘』（金石文）の上宮法皇は「厩戸皇子（聖徳太子）」とされ、その登遐は622年2月22日と書かれているから。

『書紀』の厩戸皇子は「光背銘」の「上宮法皇」と合わない 厩戸≠上宮法皇

『釈迦三尊像光背銘』では、上宮法皇登遐の前日に干食王后が世を去り、前年「法興元出一年（621）十二月」に鬼前太后が崩御したとあるが、①厩戸皇子は「法皇」などになっておらず、②『書紀』に「法興」などという年号はなく、③『書紀』の厩戸皇子の母は間人皇女、妃は菟道貝蛸皇女で銘文と名が異なり、かつ④間人皇女・貝蛸皇女・厩戸が相次いで逝去したという記事も無い。

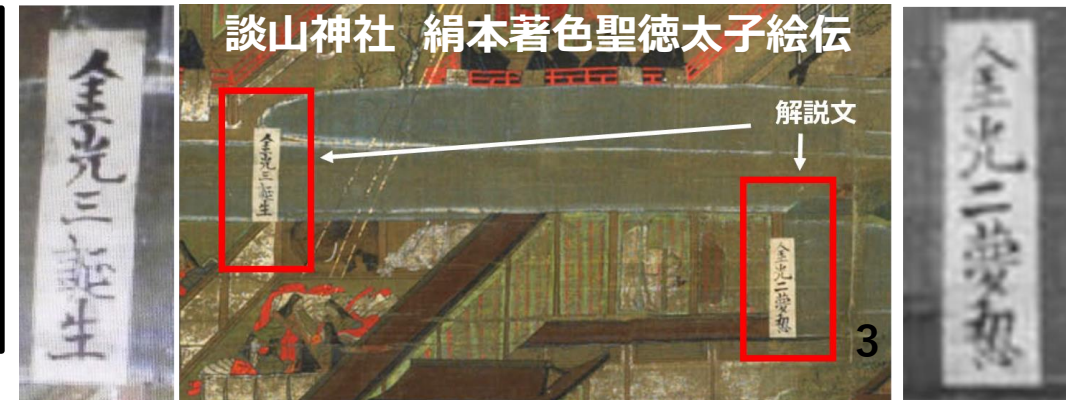
*「法興（元）」（591～622）は『釈迦三尊像光背銘』に記す年号。

『書紀』の厩戸皇子は『聖徳太子の伝記』とも合わない 厩戸≠「聖徳太子」

『聖徳太子伝記』等によれば、聖徳太子は18才（己酉・589年九州年号端政元年）の時に、国政を執行し（政治を始めたこと）たとあるが、『書紀』で厩戸皇子が太子となり、「万機を委ねられ」たのは593年で聖徳太子の事績と異なる。また誕生は「九州年号金光3年（572）」とされているが、『書紀』にそのような年号はない。

『書紀』推古29年（621）春2月己丑朔癸巳（5日）半夜、厩戸豊聰耳皇子命、斑鳩宮に薨（かむさ）りましぬ。

法興元州一年歳次辛巳十二月鬼
前太后崩明年正月廿二日上宮法
皇枕病弗愈干食王后仍以勞疾並
著於床時王后王子等及與諸臣深
懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋
像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安
住世間若是定業以背世者往登淨
土早昇妙果二月廿一日癸酉王后
即世翌日法皇登遐癸未年三月中
如願敬造釋迦尊像并挾侍及莊嚴
具竟乘斯微福信道知識現在安隱
出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共
彼岸普遍六道法界含識得脫苦緣
同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造



『隋書』の「日出る処の天子」は九州の「阿每多利思北孤」(あまのたりしほこ) 」

「日出る処の天子」は聖徳太子で厩戸皇子とされているが・・・

『隋書』大業3年(607) 其の王多利思北孤、使を遣し朝貢す。使者曰はく「**海西の菩薩天子、重ねて佛法を興すと聞く。**故に遣して朝拜せしめ、兼ねて沙門数十人、来らせ佛法を学ばす」と。其の國書に曰はく、「**日出ずる處の天子、書を日没する處の天子に致す。恙無きや云云**」と。

『書紀』の厩戸皇子は『隋書』の「日出る処の天子阿每多利思北孤」とも合わない

厩戸≠「多利思北孤」

◆『隋書』(倭国) 漢の光武の時、使を遣して入朝す。自ら大夫と稱す(略) 魏より齊・梁に至り代々中国に相通ず・・・開皇二十年(600・推古8年)、**倭王、姓は阿每、字は多利思北孤、阿輩雞彌**と号す。使を遣わし闕(けつ)に詣でる。・・・**王の妻は雞彌と号し、後宮に女六七百人有り。太子の名は利歌彌多弗利なり。**(※名は利、歌彌多弗の利なり。)・・・**内官に十二等あり。・・・氣候温暖にして、草木は冬も青し。土地は膏腴にして水多く陸少し**(略) **阿蘇山有り。其の石、故無くして火起り天に接する者、俗以て異と為し、因って禱祭を行う。**

- ①厩戸は倭王(天皇)ではない。
②「阿每」という姓や、多利思北孤という字もない。
③「雞彌」という妻や「利(利歌彌多弗利)」という太子もない(嫡子は山背大兄王)。
④ヤマトは温暖ではなく「陸多く水少ない」。
⑤阿蘇山も阿蘇の祭もない

「聖徳太子」の事績は『隋書』では「九州の多利思北孤の事績」だと記す

「聖徳太子」=多利思北孤

多利思北孤の国は、『隋書』に、「漢の光武帝から金印(志賀島の金印)を下賜された倭奴(あぬ)国王、魏より(※倭女王倭姫呼・壹與)齊・梁に至り(※倭の五王)代々中国に相通じてきた、阿蘇山のある温暖な九州の国」。



①『隋書』で「聖徳太子」の時代の我が国の天子は阿每多利思北孤。厩戸皇子でも推古でもない。②「聖徳太子」の事績とされる、「日出る処の天子」を自称し、隋に使者・沙門を送り、仏教を学ばせ、「官位12等」を制定したのも多利思北孤。③太子が法華義疏に自署した「大委(たゐ)」は『隋書』の国名「倭(たゐ)」と一致。④「重ねて仏法を興す」を略すと上宮法皇の年紀「法興」となる。⑤聖徳太子の生涯が「九州年号」で記されていた。

聖徳太子の伝記―「聖徳太子」の生涯が「九州年号」で書かれていた

聖徳太子は『隋書』の多利思北孤であり、その証拠に太子の生涯は『書紀』には無い「九州年号」で記されていた

『聖徳太子伝記』

抑聖徳太子、御誕生之時代、相尋上古侍レハ、年号ハ異説、金光三年壬辰歳也、自金光三年至于今文保元年、過方已七百廿八年也、吾朝六十餘州、内大和國、定御生國、王宮同大

聖徳太子ノ御誕生之時代ヲ上古ニ相尋侍レバ年号八
金光三年壬辰（五七二）也。金光三年至于今文保元
年、過方已七二八年也。

＊文保元年は一三一七年だから、五七二年から七四五年後となる。七二八年前は五八九年で太子の即位年（端政元年）

一興守屋御合戦事

勝照三年丙午秋七月上旬ニ、天皇既ニ有崩御、執行ノ葬禮ノ儀式有御入棺時ニ、太子奉拜、天皇最後、御体、彌御歎深成せ給テ□□消入玉ケレハ、近從ノ人々及仰天、火ハ云

太子十六歳御時 一興守屋御合戦事
勝照三年（五八七）丙午秋七月上旬二天皇既ニ有崩御

太子十八歳御時

春正月參内執行、國政也、自神代至、人王十二代景行天皇ノ御宇、國未分、十三代成務天皇ノ御時、始被分、三十三ヶ國、太子又奏ノ分、六十六ヶ國、玉ヘリ、其奏曰、抑此南閭浮

太子十八歳御時（＊端政元年五八九）

春正月參内シテ國政ヲ執行シタマヘリ。神代ヨリ人王十二代景行天皇ノ御宇ニ至ルマデ八國未ダ分レズ、十三代成務天皇ノ御時ニ始メテ三十三ヶ國ニ分ラル。太子又奏シ、六十六國二分チ玉ヘリ。

太子廿二歳御時

年号ハ端政五年癸丑春ノ比、太子ノ御母、敏達天皇ノ后、豊御炊屋姫御即位アリ、奉号、推古天皇、即欽明天王ノ御女也、内裏ハ大和ノ國十市ノ郡、雙槻澤田宮、天下無双之皇

太子二十二歳御時

年号八端政五年癸丑（五九三）春ノ比、太子ノ御母

太子卅一歳御時

安藝ノ國嚴嶋大明神始テ奉崇之玉ヘリ、

異説ニ云ク、嚴嶋ノ縁起ニ曰、太子廿二歳推古天皇御即位元年癸丑、端正五年十一月十二日ニ嚴嶋大明神始テ顯玉ヘリ、云々、

太子三十一歳御時

異説ニ云ハク、**嚴島ノ縁起ニ曰、推古天皇御即位元年癸丑、端政五年十一月十二日ニ嚴島大明神始テ顯玉ヘリ**

『聖徳太子伝』

（万徳寺蔵）

推古天皇拾年（太子卅歳）

願轉四年壬戌（六〇二）

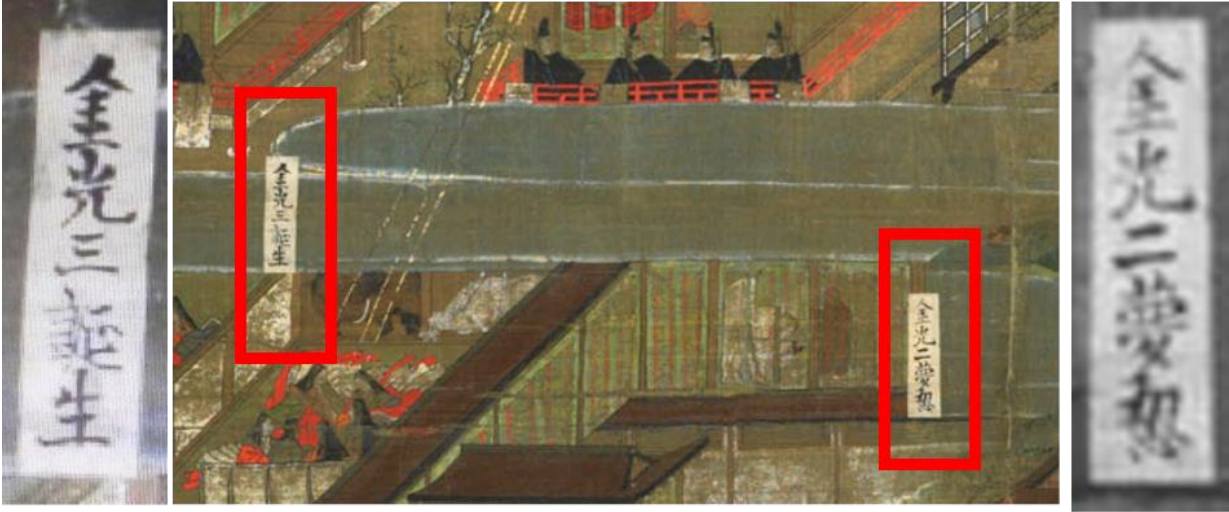
＊願轉四年は甲子（六〇四）

「聖徳太子」の生涯が「九州年号」で書かれていた

談山神社 聖徳太子絵伝

桜井市多武峰祭神は中臣鎌足

⇒聖徳太子の誕生は「金光三年」とあり、信者は「太子講」のような場でこの絵巻を数百年眺めてお参りしていた



『襲國偽僭考』繼體天皇十六年、武王年を建て善記といふ、是九州年號のはじめなり、**年號 けだし善記より大長にいたりて、およそ一百七十七年、其間年號連綿たり**、麗氣記私抄、また海東諸國記などにもこれを載せ、今伊豫國の温泉銘にも用ひ、如是院年代記にも朱書して出せり。・ **今本文に引所は。九州年号と題したる古写本によるものなり。**

◆これらは『襲国偽潜考』に古写本「九州年号」から写したと述べているところから、一般に「九州年号」と呼ばれる。

『正法輪藏』

太子の51年の生涯を一年一帖ずつにまとめ51帖に記す伝本。四天王寺の絵伝の絵説本で1317年以前に成立し四天王寺で書写された。（定居5*は6，定居6*は7で亥、倭京1は子。）

[illegible]

九州年号は517年の継体元年から大化6年（700）まで連続する

『海東諸國記』

天皇代序〈略〉繼體天皇元年丁亥、十六年壬寅、始建二年號爲善化・・・欽明天皇元年庚申、明年辛酉改元同要〈略〉十二年壬申改元貴樂、佛教始來、・・・六年庚寅（五七〇）改元金光、在位三十二年、壽五十、敏達天皇元年壬辰（用金光）・・・齊明天皇・・・七年辛酉（六六一）改元白鳳、在位七年、壽六十八、天智天皇元年壬戌、用白鳳在位十年、天武天皇元年壬申、用白鳳十三年甲申改元朱雀・・・

『二中歴』

（平安末・鎌倉初期）

『如是院年代記』（十六世紀後半）『日本帝皇年代記』（薩摩入来院家文書。年代不詳）『帝王編年記』（十四世紀）『扶桑略記』（皇円著とも。一〇九四）『和漢年契』（高安蘆屋。一七八九）『襲国偽潜考』（鶴峯戊申。一七八八〜一七五九）『玉勝間』『平家物語』『吾妻鏡』、『海東諸國記』（申叔舟。一四七二）『日本大文典』（ジョアン・ロドリゲス。一六〇四〜一六〇八）等の海外資料、『続日本紀』（七二十四年の聖武天皇の詔報）、『類聚三代格』（平安時代の法令）。明治政府編集の辞典『古事類苑』（歳時部四、年號下、逸年號）。『聖德太子傳記』『宇佐八幡文書』『善光寺文書』『開聞故事縁起』『伊予三島縁起』『江ノ島縁起絵巻』ほか寺社等の縁起に多数。

1 継体	5	丁酉	517~521	17 端政	5	己酉	589~593
2 善記	4	壬寅	522~525	18 告貴	7	甲寅	594~600
3 正和	5	丙午	526~530	19 願転	4	辛酉	601~604
4 教倒	5	辛亥	531~535	20 光元	6	乙丑	605~610
5 僧聴	5	丙辰	536~540	21 定居	7	辛未	611~617
6 明要	11	辛酉	541~551	22 倭京	5	戊寅	618~622
7 貴樂	2	壬申	552~553	23 仁王	12	癸未	623~634
8 法清	4	甲戌	554~557	24 僧要	5	乙未	635~639
9 兄弟	1	戊寅	558~558	25 命長	7	庚子	640~646
10 蔵和	5	己卯	559~563	26 常色	5	丁未	647~651
11 師安	1	甲申	564~564	27 白雉	9	壬子	652~660
12 和僧	5	乙酉	565~569	28 白鳳	23	辛酉	661~683
13 金光	6	庚寅	570~575	29 朱雀	2	甲申	684~685
14 賢称	5	丙申	576~580	30 朱鳥	9	丙戌	686~694
15 鏡當	4	辛丑	581~584	31 大化	6	乙未	695~700
16 勝照	4	乙巳	585~588	『二中歴』による。			

（黄色は聖徳太子の時代の年号）

*『書紀』には「大化（645~649）・白雉（650~654）・朱鳥（686年のみ）」の年号があるが、不連続。大和朝廷は701年に律令を制定し「大宝」と「建元」したと記される（『続日本紀』）。「建元」は王朝が最初に年号を定めるときに用いる用語だから、大和朝廷の年号は大宝が初で、「三年号」は九州年号からの剽窃となる。「年号を建る権力」はその国を代表する権力であり、大和朝廷の史書に無い九州年号を建てたのは、大和朝廷（ヤマトの王家）とは別の国で、聖徳太子は厩戸皇子ではなく九州年号を建てた九州の国の天子多利思北孤だと考えられる。⇒そんな国があったのか？ 7

『旧唐書』では、太子の時代の我が国に「倭国（九州王朝）」と「日本国（大和朝廷）」があったとする

『旧唐書』（劉昫ら945年）東夷伝では、「倭国」と「日本国」は「別国」で、小国の日本国は大国の倭国を併合したと記す

・【倭国伝】倭国は古の「倭奴国」なり。京師（*長安）を去ること一萬四千里、新羅の東南大海の中に在り、山島に依りて居す。東西五月行、南北三月行。世々中国と通ず。四面小島。50余国、皆付属す（*従っている）。⇒倭国は九州を本拠とする我が国の代表者

倭国は57年に漢の光武帝から「志賀島の金印」を下賜された倭奴国の後継国で九州の国。歴代中国と外交関係を持ってきた東西五月行・南北三月行という我が国全域を領域とする大国だった。

・【日本国伝】日本国は、倭国の別種なり。その国、日の辺に在るが故に、日本を以て名と為す。あるいは曰く、倭国自らその名の雅びならざるをにくみ、改めて日本と為す、と。あるいは云う、日本はもと小国にして倭国の地をあわせたり、と。その人朝に入る者、多くは自ら大なるをおごり、実を以て対せず、故に中国はこれを疑ふ。また云う、その国界は東西南北各数千里西界と南界は大海にいたり、東界と北界には大山ありて限りとなす。山外はすなわち毛人の国なり。

日本国は大和朝廷の前身の小国。大国だった倭国を併合し、703年に武則天が粟田真人に冠位を授け、日本国を代表国と承認。

*『続日本紀』700年に九州の隼人討伐記事、701年に律令制定・大宝建元、遣唐使派遣、702年に「王化を隔て王命に逆らう」として兵を發し再度隼人を討伐した記事がある。

聖徳太子の時代の我が国の統治者は、九州を本拠とする倭国（九州王朝）で、九州年号を建てたのも倭国だった

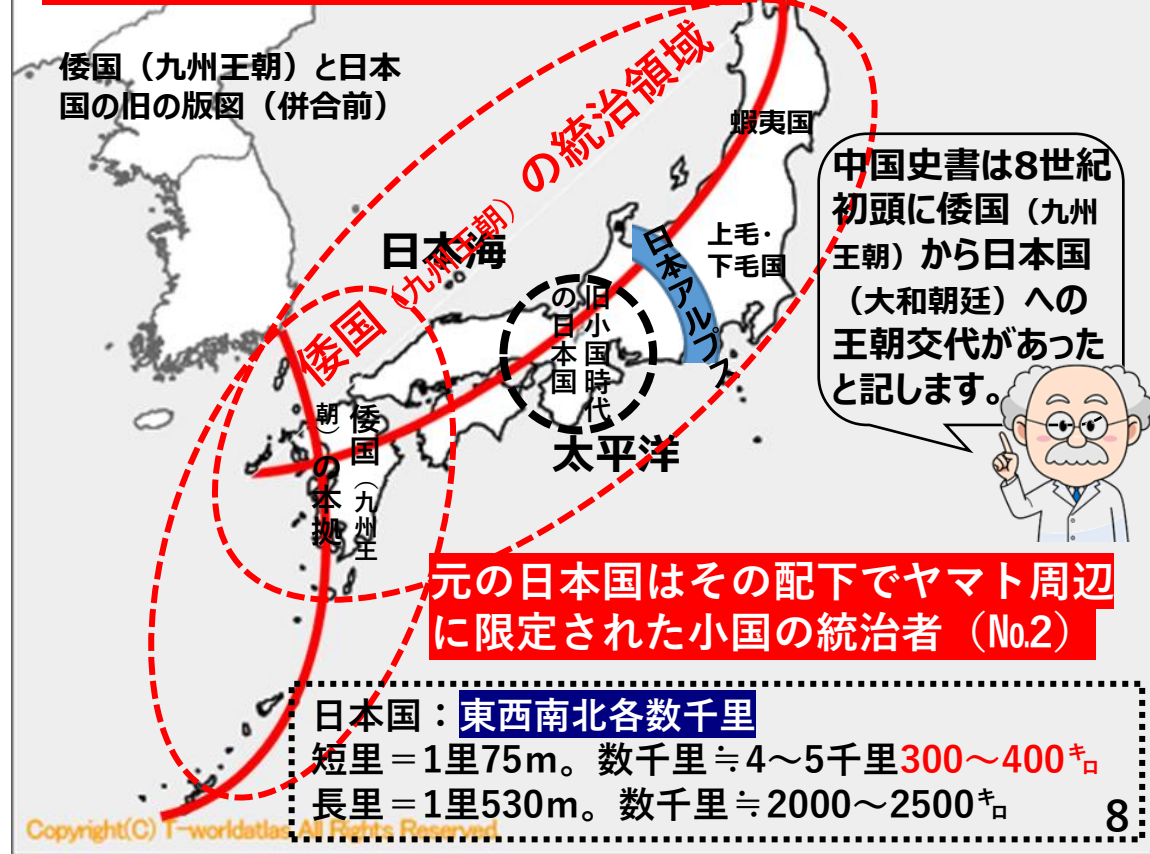
『後漢書』南蛮伝。「軍行三十里を程（*1日に進む距離）とす。

倭国：【東西5月行】軍行1日30里（14^{キロ}）5月で150日・5日1休（「毎五日洗沐制」）で125日×14^{キロ}≒1700^{キロ}

【南北3月行】3月で90日・5日1休で75日×14^{キロ}≒1000^{キロ}

倭国は列島全域の統治者（No.1）

倭国（九州王朝）と日本国の旧の版図（併合前）



生涯が九州年号で記される聖徳太子は倭国の人物

「倭国（九州王朝）」の歴史は「日本国（大和朝廷）」の歴史に「併合」された

『日本書紀』で倭国（九州王朝）の王の事績は日本国（大和朝廷）の天皇の事績に

中国史書に見える倭国の王の名は記紀に一切見えず、ヤマトの天皇の名は中国史書に一切見えない。



倭国（九州王朝）併合後、大和朝廷は『古事記』『日本書紀（720年）』を編纂し、その事績を取り入れ、ヤマトの天皇たちの事績とした。

①**3世紀倭弥呼・壹與を神功皇后に見立てた。**⇒4世紀の新羅討伐も120年繰り上げて神功の事績とする矛盾を生む。

* 近年発掘現場の考古学者から「邪馬台国は畿内ではありえない」（関川尚功）、「3世紀で最も都市化が進んでいたのは福岡の比恵那珂遺跡」（久住猛雄）といった強い声が上がっている。

②**「倭の5王」の事績を5世紀の応神～雄略といったヤマトの天皇の事績とした。**⇒続き柄や在位年数が合わない矛盾を生む。

* 倭王武時代（5世紀末～6世紀初頭）の百済西部に北部九州様式の古墳や遺物が数多く発見され、「北部九州の勢力の進出が裏付けられる」（朴天秀）こととなった。

③**6世紀末～7世紀初頭の多利思北孤＝上宮法皇の事績を厩戸皇子の事績に取り込み「聖徳太子」とした。**

⇒その結果、厩戸皇子は多利思北孤という名は無く、法皇にもなっておらず、逝去年・即位年や母后・太子の名が異なり、ヤマトの王家に存在しない年号が記され、ヤマトと異なる風土が記されるなど、これまで述べた様々な矛盾を生む。

多利思北孤のどんな事績を厩戸皇子の事績としたのか

①仏教上の事績⇒排仏勢力を一掃し、仏教による統治「仏教治国策」を進める。

②政治上の事績⇒国内においては諸国の統治体制を確立し、外交においては中国・隋との交流を進める。

何故多利思北孤の事績をヤマトの厩戸皇子の事績に取り込めたのか

多利思北孤は6世紀末に、**九州から「東遷」**し、難波・河内を拠点に、新支配地の統治をおこない、隋に倣い大寺院の建立や仏教の布教に努めたので、同時代のヤマトの厩戸皇子の事績に取り込み易かったから。以下では、**多利思北孤の「仏教上の事績」と「政治上の事績」を「東遷」の観点から明らかにする。**



6世紀後半に倭国（九州王朝）は劣勢・衰退に

隋も新羅も「仏教治国策」を採用し勢力を伸ばす

倭国（九州王朝）は国内統治強化に専念し、仏教治国策で「東国（九州から見た東国）」支配を強化する

多利思北孤（聖徳太子）の「仏教治国策」と「東方支配拡大」

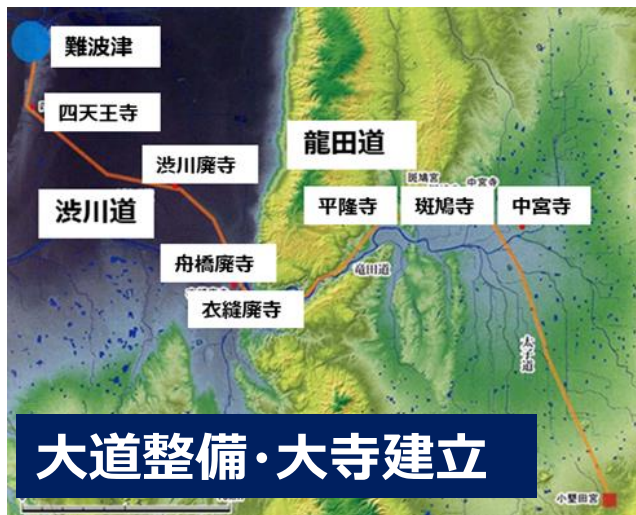
多利思北孤は「端政元年（589）」に即位し、法華經を用いた「仏教治国策」の推進とさらなる東国統治を進める

「端政」「端」は始め、「政」は政治で、政治の始め＝新天子の即位に相応しい年号。伝記と九州年号の意味が一致

◆『聖徳太子傳記』太子18才御時（端政元年589）春正月参内して国政を執行したまへり。神代より人王12代景行天皇の御宇に至るまでは国未だ分れず、13代成務天皇の御時に始めて33ヶ国に分らる。太子また奏し、66カ国に分ち玉へり。

多利思北孤（聖徳太子）は物部守屋・捕鳥部萬を討ち、難波・河内・ヤマトを勢力下に収め、隋に倣った「仏教治国策」を採用して、新支配地の経営安定を図り、さらなる東方進出を目指して、地方統治制度を創設する。

①新たに勢力下に入れた摂津・河内・和泉・ヤマトの統治の円滑化のため、難波～河内～斑鳩を結ぶ大道（浚川道・龍田道）を整備し、道沿いに四天王寺・浚川廃寺・衣縫廃寺・平隆寺・斑鳩寺・中宮寺等の大寺院を次々と建立していく。これは、隋の初代「楊堅（文帝）」が、中央に大興善寺を建立、各州に寺・仏塔を建立したのと軌を一にする。その「経緯」が『書紀』推古2年条に記される。◆『書紀』推古2年（594）（告貴元年）春二月丙寅朔、皇太子及び大臣に詔して三寶を興し隆えしむ。是の時に、諸臣・連等、各の君親の恩の為に、競ひて佛舎を造る、即ち是を寺と謂ふ。『伝記』太子23歳（594）国毎に大伽藍を建て国府寺と名付けんと欲ふ。



大宰府を都とする場合の官道（黒）は世界的スケールの道だが、国内統治に大宰府は不便
難波を中心とする7道（赤）は国内統治に有効



道制創設と道ごとの責任者（総領か）を任命

②さらに畿内を拠点に東方経営を進めるため、後の「5畿7道」の元となる「道制」を創設し、各道毎に責任者を任命していく。東山道・東海道・北陸道への使節派遣は「道制」施行にむけての第一歩だった。◆『書紀』崇峻2年（589）7月壬辰朔に、近江臣満を東山道の使に遣して、蝦夷国の境を觀しむ。穴人臣鴈を東海道の使に遣して、東の方の海に浜（そ）へる諸国の境を觀しむ。阿倍臣を北陸道の使に遣して、越等の諸国の境を觀しむ11

多利思北孤（聖徳太子）の「東遷（東方畿内への遷居）」

瀬戸内海の九州年号資料に「神」に擬えられた「王・天子」の来訪が記されている

①『伊予三嶋縁起』崇峻天皇位此代端政元暦（589）配巖島奉崇。端政2年（590）暦庚戌自天雨降給。②『豫章記』端正2年（590）庚戌崇峻天皇時立官也。其後都江召還。背天命流謫也。③『聖徳太子伝』端正5年（593）11月12日二巖島大明神始テ顕玉ヘリ。④『伊都岐島神社縁起』（巖島神社）・推古天皇端正5年癸丑（593）11月12日也・推古天皇端正5年癸未（*癸丑）・巖島明神ト申ハ推古天皇御宇癸丑端正5年・推古天皇の御宇端正5年*戊申12月13日巖島に来临御座。（*戊申は588年）⑤『万福寺子持御前縁起』足引宮は彼の飛車に打飛て大日本国長州厚狭郡本山村に到着あり、頃は推古天皇御宇端正元年癸丑11月13日午の刻とは聞へけり。

「仏法興行のあるじ」が端政五年に仏法振興のため九州より遷居した

◆『平家物語』（長門本）巖島大明神と申は、旅の神にまします、**仏法興行のあるじ慈悲第一の明神なり・・・百王を守護し、密教を渡さん謀に皇城をちかくとおぼして、九州より寄給へり、その年記は推古天皇の御宇端政五年癸丑（593）9月13日。**⇒翌594年2月に「諸寺建立」を命じる。

①仏法興行のあるじ＝「法興法皇」の意味②百王を守護＝諸王の上位にあることを示す③密教（法華經）を渡さん謀＝仏教の振興。法華經流布をはかる④「皇城をちかく・九州より寄給ふ」＝東方（難波・河内）に遷居。

多利思北孤は593年に難波に「皇城」を設けた「東方遷居」とは「九州から見た東方・畿内への遷居」

推古元年（593）に「始めて四天王寺を難波の荒陵に造る」とあるが、四天王寺の建立は創建瓦から619年頃とされる。⇒上宮聖徳太子伝補闕記では、守屋討伐後に「玉造の東の岸」に造られたとする。これは大阪城の位置にあたる。◆『補闕記』玉造く在東生郡東岸上の宮を以て即ち四天王寺と為す。また、発掘調査から、難波宮造営以前に、すでに台地中央に役所群・工房群が存在していたと考えられている。そうであれば多利思北孤は593年に大阪城付近に寺院や拠点造営し、619年ごろに寺を現四天王寺の位置に移したことになる。

大阪市文化財保護課佐藤 隆「5世紀の法円坂倉庫群や7世紀の前期難波宮の時期においても**（大阪城の下層に）権力の中枢となる施設がおかれていた可能性が高い**」ことを指摘。「特別史跡大坂城跡下層に想定される古代の遺跡」

大阪歴史博物館 研究紀要 第14号（2016）

小長刀を給はると見たりけるが、うち懸きてかたはらをさぐりければ、まことにあり、かしこにて是を給つ、下向せられにけり、それよりして平家いよいよ巖島の大明神をばことに崇敬し給ひける、巖島大明神と申は、旅の神にまします、佛法興行のあるじ慈悲第一の明神なり、嵯峨羅祖王の娘八歳の童女には妹、神宮皇后にも妹、淀姫には姉なり、百王を守護し、密教を渡さん謀に皇城をちかくとおぼして、九州より寄給へり、その年記は推古天皇の御宇端政五年癸丑九月十三日、播磨國印旛野に七條鳥居あり、御門をいづらばやと給言あり、佐伯藏本繪言を承て、河内國柿原神の根を取て、弓に作りて、いなみ野に分入て、件の鹿を射取て見参に入、此鹿金色の鹿にて、九色の鹿な、公卿食議ありて、むかし金色の鹿ありき、是権者也といへり、しかれば権者を殺害の輩罪科ふかしとて、安藝國ささら濱に流さる、鹿本領をやすめんがため、つれづれをな

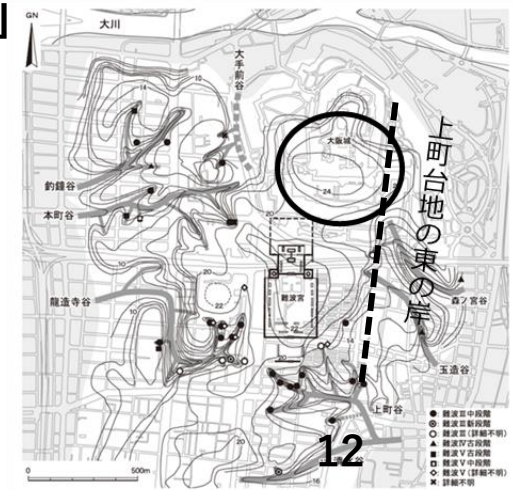


図3 難波宮周辺の地形と聖地の時期（寺井2007）を改変

多利思北孤＝聖徳太子・上宮法皇の事績

『隋書』に記す**多利思北孤は金光3年（572）に誕生**。587年の排仏勢力討伐に参加し勝利する。**端政元年（589）に即位**した後、東国統治の為全国を66国に分割し、「道制度」を設け、統治系列を明らかにし、責任者を任命するとともに、官僚制（冠位12等）の整備・統治指針（17条憲法）の制定を行った。

そして仏教を篤く敬うとともに、新支配領域の統治のため、伝来した鎮護国家の法典である法華經による**「仏教治国策」を採用**し、隋や半島の例に倣い、**法興元年（591）に自ら授戒**し、「法興」との法号を持つ「法皇」に即位した。これが「法隆寺釈迦如来像光背銘」の**「上宮法皇」**だった。

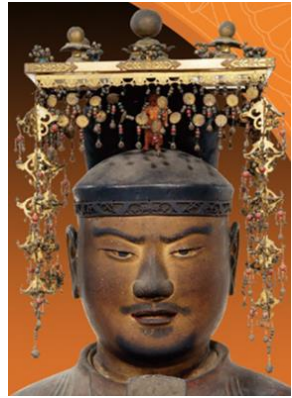
彼は593年頃拠点を九州から畿内に遷し、難波・河内・大和に大寺院を、全国各地に寺を建立し、法華經を配布した。対外的には途絶えていた中国との関係を復活させ、北朝系の隋と関係を深め政治的安全を図ろうとした。そして**法興32年（622）2月22日に登遐**し、その姿は釈迦如来像に写され、今日に伝わり、世人の信仰するところとなっている。

倭国（九州王朝）の多利思北孤こそ「聖徳太子」として後世に伝えられる人物だった。



多利思北孤の即位年の「**端政**」とは『讚阿彌陀仏偈』に言う**菩薩のお姿「顔容端政**

（げんようたんじょう）」即ち「正しき言葉と正しき行いに相応しい優れたお顔をされている」ところからとられた年号と考えられる。



脇侍の「薬王菩薩・薬上菩薩」は、恐らく多利思北孤とともに天然痘で亡くなった鬼前太后・干食王后であり、病苦に苦しむ人々を救済する姿を現していると考えられる。